

介護保険サービスの利用で、悩んだり、困ったりしていることはありませんか？

介護保険サービス等の利用者・家族と事業者双方の苦情・相談に対し、電話・来所による一般相談のほか、福祉・保健・医療・法律等、各分野の専門相談員によるあっせん、センターの調停委員による調停を行い、迅速に問題の解決を図ります。

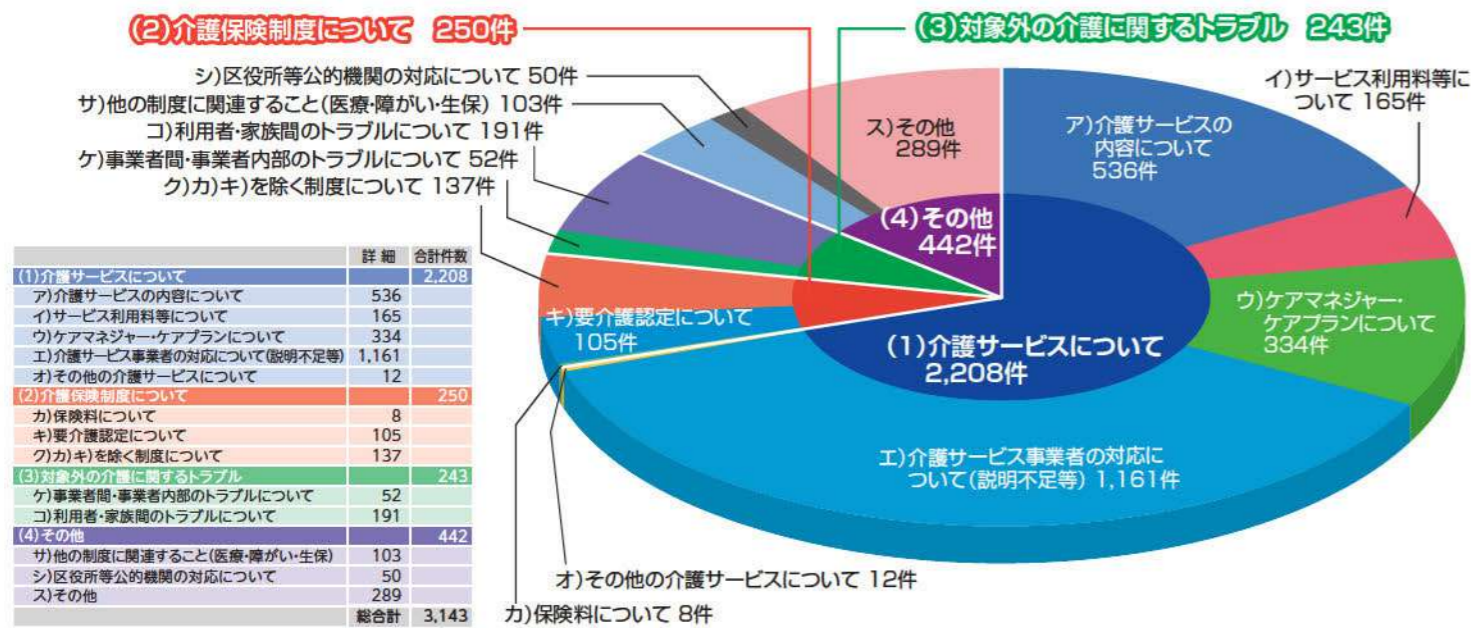
【相談ができる方】

- 介護保険サービス等の提供を受けている又は受けようとしている大阪市内の高齢者など(本人またはその家族)
- 介護保険サービス等を提供している大阪市内の事業者
- 大阪市内の利用者サービスを提供している大阪市外の事業者



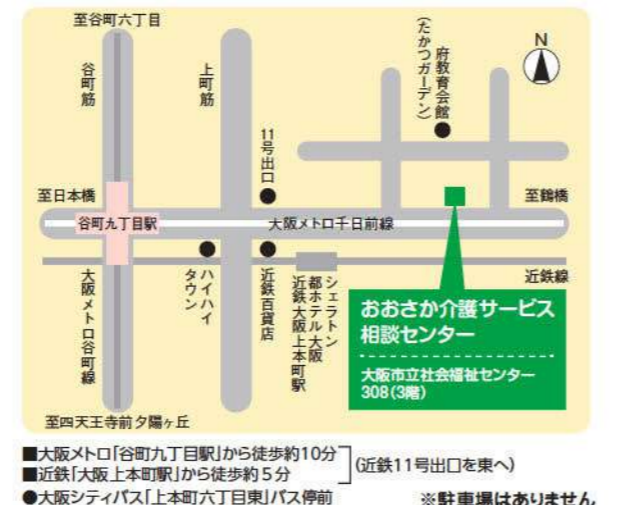
令和2年4月～令和2年12月 苦情相談件数 (2,082件)

※相談内容が複数の項目に該当する場合があります合計3,143件



社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
おおさか介護サービス相談センター
 〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号
 (大阪市立社会福祉センター308)
 TEL. 06-6766-3800・06-6766-3855
 FAX. 06-6766-3822
 ホームページ <http://www.kaigo-osaka.ne.jp/>
 メールでのご相談も受け付けています。

相談日時 平日 午前9時から午後5時まで
 ※土曜・日曜・祝日・年末年始
 (12月29日～1月3日)を除く



おおさか介護サービス 相談センター だより 第35号

発行 2021(令和3)年 3月15日

介護保険サービスの利用のポイント (訪問介護)

介護保険サービスを利用する際に、注意すべき点や利用のポイントなどをご紹介します。初回(第34号)はケアマネジャーでした。今回は、訪問介護についてご紹介します。

大阪市高齢者実態調査(令和元年度実施)では、介護が必要になった場合の暮らし方については、「居宅介護サービスを受けながら、現在の住宅に住み続けたい」が32.0%で最も多く、次に「家族などの介護を受けながら、現在の住宅に住み続けたい」が22.7%でした。

住み慣れた自宅で生活する中で介護が必要となった場合、掃除や洗濯などの生活援助や入浴介助などの身体介護をホームヘルパーにお願いすることが多くなってきます。このサービスを訪問介護と呼んでいます。

訪問介護は、自宅で介護する際に日常生活を援助する大事な役割を担っています。今回は、要支援及び要介護の認定を受けている方が利用される訪問介護についてご説明します。

大阪市では、令和2年10月1日現在、約2,100か所の訪問介護事業所が指定されています。

介護を必要とする方にとって、身近なサービスである訪問介護の役割を理解していただき、住み慣れた自宅で、生活していただければと考えます。

